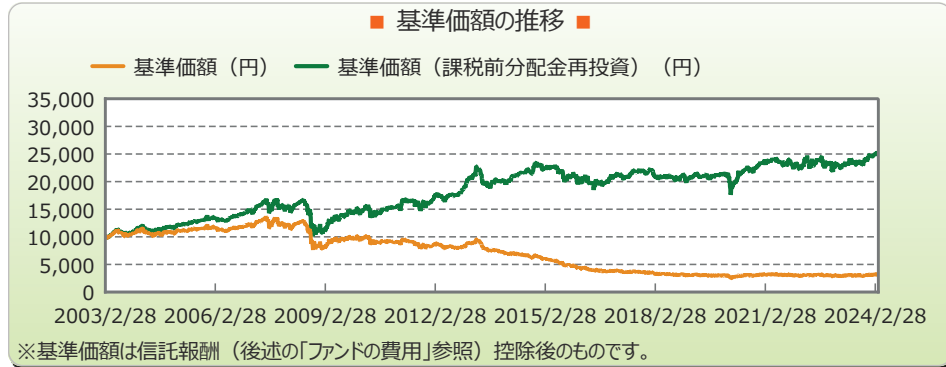


商品概要

設定日	2003年2月28日	決算日	毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
信託期間	無期限		

パフォーマンス

【過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。】



■ 基準価額と純資産総額 ■

純資産総額	13,929(百万円)
基準価額	3,212円
前月末比	+59円

■ 分配実績 (課税前) ■

期	分配金
第1期～248期	計 14,570円
第249期 (2023.12.20)	5円
第250期 (2024.1.22)	5円
第251期 (2024.2.20)	5円
第252期 (2024.3.21)	5円
設定来累計	14,590円

※分配金は投資信託説明書（交付目論見書）記載の「分配方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断等により分配を行わない場合もあります。

■ 騰落率 (課税前分配金再投資ベース) ■

	1 カ月	3 カ月	6 カ月	1 年	3 年	5 年	設定来
ファンド	2.03%	2.22%	7.21%	10.47%	7.03%	19.06%	153.86%

※基準価額の騰落率は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。



ポートフォリオの状況

【当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

■ 種別配分 ■

種別名	純資産比
国債証券	37.1%
地方債証券	36.1%
特殊債券（政府機関債など）	12.3%
普通社債券	13.1%
資産担保証券・モーゲージ証券	-
キャッシュ等	1.4%
銘柄数	38

■ ポートフォリオ特性 ■ ※1

平均残存年数	6.3年
修正デュレーション	5.4年
平均直接利回り	2.7%
平均最終利回り	4.2%
平均クーポン	2.4%

■ 信用格付別比率 ■ ※2

信用格付	純資産比
AAA格	63.5%
AA格	29.6%
A格	2.9%
BBB格	2.6%
BB格	-
B格	-
CCC格以下	-
無格付け	-
キャッシュ等	1.4%
平均格付	AAA

※1 各特性値は、加重平均しています。

※2 平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している上記の各有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンド自体の信用格付ではありません。平均格付けの算出にあたっては無格付けの債券が含まれている場合、格付けが与えられるまでは推定される格付けに基づき計算を行っています。

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ポートフォリオの状況

【当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

■ 組入上位10銘柄 ■

	銘柄名	クーポン	償還日	信用格付	純資産比
1	オーストラリア国債	2.50%	2030/5/21	AAA	11.2%
2	オーストラリア国債	1.00%	2030/12/21	AAA	7.1%
3	ニューサウス・ウェールズ州債	4.00%	2026/5/20	AAA	7.1%
4	南オーストラリア州債	3.00%	2026/7/20	AA+	6.2%
5	オーストラリア国債	3.25%	2025/4/21	AAA	4.5%
6	クイーンズランド州債	1.75%	2031/8/21	AA+	4.1%
7	オーストラリア国債	2.75%	2029/11/21	AAA	3.4%
8	オーストラリア国債	1.25%	2032/5/21	AAA	2.9%
9	ニューサウス・ウェールズ州債	2.25%	2041/5/7	AAA	2.9%
10	オーストラリア国債	2.75%	2035/6/21	AAA	2.8%

※信用格付は、原則として、Moody's社の信用格付を使用し、付与されていない場合はS & P社の信用格付を参照しています。ただし、信用格付の表記はS & P社に準じています。

ファンドマネジャーのコメント

■ 市場環境 ■

3月、ブルームバーグオーストラリア国債インデックス（Bloomberg AusBond Treasury 0+ Yr Index）（オーストラリアドルベース）は前月末比で1.15%上昇しました。

当月のオーストラリア債券市場では、2月の米消費者物価指数（CPI）の伸びが市場予想を上回ったことを受け米国債利回りが上昇した局面でオーストラリア国債利回りも上昇しましたが、RBAが理事会の声明文でタカ派スタンスを修正することを示唆したことなどにより、月を通してみると利回りは低下しました。為替市場では、オーストラリアドルは対円で小幅に上昇しました。

■ 運用の状況 ■

3月中のファンドの基準価額は、前月末比2.03%上昇しました。

デュレーション戦略では、参考指数対比でオーバーウェイトとするポジションを維持しました。また、非国債の組み入れを維持しました。

■ 今後の投資方針 ■ （作成日現在のものであり、市場環境の変動などにより変更される場合があります。）

中央銀行であるオーストラリア準備銀行（RBA）は、3月19日の金融政策決定会合で政策金利を4.35%に据え置くことを決定しました。ポートフォリオのデュレーションは、参考指数対比でオーバーウェイトとするポジションを維持しました。また、引き続き社債を中心とする非国債への配分を継続する方針です。

ファンドの目的

豪ドル建ての公社債などを実質的な主要投資対象※とし、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に運用を行います。

※ 「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。



ファンドの特色

1	主として、マザーファンド※ ¹ 受益証券への投資を通じて、豪ドル建ての公社債などに投資を行います。 ※ 1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ オーストラリア債券 マザーファンド」です。
2	オーストラリアの金利水準や市況動向、信用格付などを総合的に勘案して投資銘柄を選定します。
3	運用に当たっては、経済と市場価格の関係を調査・分析し意思決定を行うアクティブ運用を行います。調査・分析は、ファンダメンタルズ分析※ ² とモデルに基づくクオンツ分析※ ³ を併用します。 ※ 2 債券の本質的価値と市場価値の格差を見いだします。 ※ 3 市場データを数理分析します。
4	原則として、毎月20日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。
5	実質外貨建資産の投資に当たっては、原則として為替ヘッジを行いません。
6	インベスコ・香港・リミテッドにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

投資リスク

- ファンドは実質的に外国の債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。



基準価額の変動要因

価格変動リスク (債券)	《債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。》 債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。
信用リスク	《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》 ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。
為替変動リスク	《為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。》 ファンドは為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。

*基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。
- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入る有価証券等の売買が行われた場合などには、組入る有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

リスクの管理体制

- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、ファンドの運用リスクおよび流動性リスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証します。
- インベスコの債券運用全般に関するリスク管理部門およびコンプライアンス部門が、ファンドのパフォーマンス計測、リスク分析および投資ガイドラインの遵守状況のモニタリングを行います。委託会社の運用担当部署および運用部門から独立した管理部門は、ファンドのガイドライン遵守状況のモニタリング、ポートフォリオおよびパフォーマンス分析結果を適宜、確認できる体制としています。また、流動性リスクのモニタリングや是正措置の策定、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の検証などを行い、運用リスク管理委員会に報告します。

* 上記リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

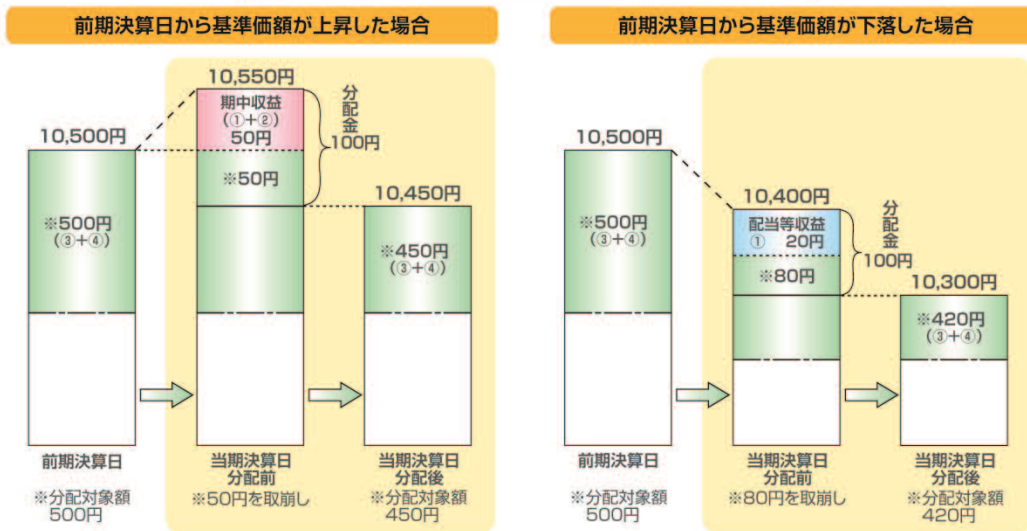
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

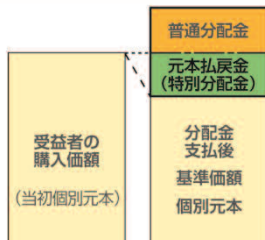


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

* 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

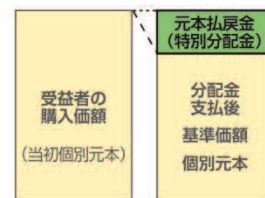
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



* 元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

 お申し込みメモ

購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
購入・換金 申込不可日	オーストラリア証券取引所の休業日には、購入・換金のお申し込みの受け付けを行いません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の 中止および取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：2003年2月28日）
繰上償還	信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託期間の途中で償還することがあります。
決算日	毎月20日（ただし、同日が休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎月の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 * 「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1兆円
公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（2月、8月の決算時）および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除は適用されません。

ファンドの費用・税金

・ファンドの費用 ＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.30% (税抜3.00%) 以内 の率を乗じて得た額
信託財産留保額	ありません。

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用 (信託報酬)	日々の投資信託財産の純資産総額に 年率1.32% (税抜1.20%) を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は、以下の通り(税抜)とします。		
	配分(年率)	委託会社 0.55%	販売会社 0.60%
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> 組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 監査費用は、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限として毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。 		

* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

・税金

- (1)税金は表に記載の時期に適用されます。
(2)以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税：普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税：換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- * 上記税率は基準日現在のものです。
- * 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社、およびその他の関係法人

- 委託会社 **インベスコ・アセット・マネジメント株式会社**
投資信託財産の運用指図、受益権の発行などを行います。
- 受託会社 **三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)**
投資信託財産の保管、管理、計算などの管理業務を行います。
- 投資顧問会社 **インベスコ・香港・リミテッド**
委託会社から権限を委託されたマザーファンドの運用指図、発注などを行います。
- ファンドの照会先 **インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)**
電話番号：03-6447-3100 ホームページ：<https://www.invesco.com/jp/ja/>

当資料ご利用の際は、最終頁の「ご留意いただきたい事項」をお読みください。
お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。



販売会社(投資信託説明書(目論見書)のご請求・お申し込み先)

- 受益権の募集・販売の取り扱い、投資信託説明書(目論見書)の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資※に関する事務などを行います。
※分配金を受け取るコースのみを取り扱う販売会社は当該業務を行いません。

金融商品取引業者等の名称		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
今村証券株式会社※ ¹	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券、マネックス 証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
株式会社静岡銀行※ ²	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	○
ニューズ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○	○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三津井証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第14号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第21号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			

※¹ 新規の募集・販売の取り扱いを停止しています。

※² インターネットでのみのお取り扱いとなります。

【ご留意いただきたい事項】

当資料は、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。また過去の運用実績は、将来の運用成果を保証するものではありません。本文中で詳述した当資料の分析は、一定の仮定に基づくものであり、その結果の確実性を表明するものではありません。分析の際の仮定は変更されることもあり、それに伴い当初の分析の結果と重要な差異が生じる可能性もあります。投資信託は、実質的に公社債などの値動きのある有価証券など(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。当ファンドの購入に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)制度の適用はありません。当ファンドの購入のお申し込みを行う場合には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時に販売会社でお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。